

浦和美園駅高架下駐輪場 定期利用約款

一般社団法人美園タウンマネジメント

2022年1月30日制定

(総則)

1. 一般社団法人美園タウンマネジメント（以下「当法人」という。）が設置し、運営する浦和美園駅高架下駐輪場（以下「駐輪場」といいます。）を定期的に利用する方は、この約款に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとします。

(利用時間及び受付時間等)

2. 当駐輪場は、より多くの方に駐車を提供し、自転車利用環境の向上および放置自転車対策に寄与し、駅への利用者と駅からの利用者が重複利用することを目的としているため、当駐輪場を車庫代わりに長期間駐車することはできないものとします。また、当法人の承諾なく、駐輪場内において営業行為、遊戯、演説、募金、署名運動および宣伝等の行為を行なうことは禁止します。
3. 当駐輪場は、原則として、浦和美園駅の営業時間（始発列車時刻～終着列車時刻）開放するものとします。
4. 当駐輪場の契約手続きの受付時間は、利用案内看板等に記載します。
5. 当駐輪場の利用は自転車のみとし、原則として1人1台に限りて受付をします。
6. 当駐輪場の契約が収容台数に達したときは、受付を停止します。
7. 前項の受付の停止後は、補欠（空席待）申込を受け付け、申込者の氏名および連絡先を記録して、空席が生じたときは申込順に通知する。
8. 前項の通知は電話または電子メールで行い、期日までに定期利用の申込みがないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知する。

(新規契約手続き及び料金等)

9. 新規契約手続きは、当法人の定めた方式によるものとし、受付期間は、利用を開始する前月の20日時点で空きがある場合は、利用を開始する前月20日から月末まで、利用を開始する月の1日時点で空きがある場合は、利用を開始する月の1日から19日までとします。なお、駐輪場所は空きのある場所順とし、利用者が場所を選択することはできません。
10. 契約期間及びこれに対応する利用料金は、当法人の定めるところにより、利用案内看板等に記

載します。

11. 契約手続きを終えた方には、定期利用シールを交付します。
12. 利用料金は利用者から解約の申出があっても、払い戻しはいたしませんので、ご注意ください。
13. 当法人の責めに帰する事由により駐輪場が利用出来なくなったときは、その期間に対応する利用料金を当法人の定めるところにより払い戻します。

(契約の更新)

14. 定期利用契約の更新は、期間満了の月の20日から月末までの間に行うものとします。なお、駐輪場所は同じ場所になります。
15. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の日をもって終了したものとします。
16. 定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認出来る場合のほか、再交付しません。
17. 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当法人は一切の責任を負いません。
18. 利用者は、定期利用契約期間が満了したときは、定期利用シールを速やかに廃棄しなければなりません。

(自転車等の盗難、破損等)

19. 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害については、当法人は一切の責任を負いません。

(利用上の遵守事項等)

20. 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、所定の場所に正しく駐車しなければなりません。
21. 利用者は、定期利用シールを、後輪泥除けカバーの見やすい位置に確実に貼付しなければなりません。
22. 利用者は、定期利用シールを貼付してある自転車の修理等により代車を使用するときは、当法人に申し出て承認を受けるものとします。
23. 利用者は、駐輪場内では盗難防止のため頑丈な錠を備えるようにし、確実に施錠するものとします。
24. 利用者は、駐輪場内では乗って走行してはなり

ません。

25. 利用者は、駐輪場内では、火気の使用またはゴミ・汚物の持ち込み等管理上支障となる行為をしてはなりません。
26. 利用者が、故意または重大な過失によって、駐輪場内施設および自転車等ならびに人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
27. 駐輪場の利用について不正があったときは、以後の利用を禁止することがあります。
28. 契約期間満了の後、一定期間経過しても引き取りのない自転車は、放置自転車として処分します。
29. 当法人・利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他 反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という。）。
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。
 - (3) 法人の場合、その株主・役員その他実質的に支配するものが反社会的勢力ないし元反社会的勢力である場合。
 - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。

（契約の解除）

30. 契約期間中であっても、次の場合は、その契約を解除することがあります。
 - (1) 他の利用者に著しく迷惑となる行為を行ったとき。
 - (2) 当法人の指示または約款を遵守せず、駐輪場の管理運営に支障をきたしたとき。
 - (3) その他、当法人の駐輪場運営の障害となる行為をしたとき。
 - (4) 当法人が駐輪場を閉鎖する場合。
28. 前(1)号、(2)号及び(3)号により解約された場合においては、利用料金の払い戻しは一切行いません。

（個人情報に関する取り扱い）

29. 当法人は、本約款による申込みおよび契約、登録情報の変更、利用履歴その他の本駐車場運営に伴って取得した利用者の個人情報を、当法人のプライバシーポリシー（<https://www.mison>

o-tm.org/inc/pp）に従って厳重に管理し、当駐輪場の管理運営に関する目的にのみ使用します。

30. 当法人は、法令の定める場合など正当な理由のあるときを除き、あらかじめ利用者の同意を得ずに、前項により取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
31. 当法人は、当駐輪場の運営管理（コンピュータ事務、代金決済事務、利用者管理、利用者からの問合せ対応等の一切の事務）および当事業に関連する業務を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、第 29 項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託するものとします。
32. 利用者は、前各項について同意の上、本約款による申込みを行うものとします。なお、利用者により提供された個人情報に虚偽の内容を含むことが発覚した場合、当法人は利用者との契約を解除することがあります。

以上